

第17回
中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会
議事概要

1. 日時及び場所

(1) 日時 令和8年3月11日(水) 10:00~11:40

(2) 場所 中部地方整備局(名古屋合同庁舎第2号館) 会議室

2. 中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員

委員長 浅賀 哲 弁護士

委員 柴田 義朗 弁護士

委員 豊田 雄二郎 中日新聞論説委員

委員 西井 志織 名古屋大学大学院教授

委員 林 伸一 公認会計士

3. 議題

(1) 令和7年度中部地方整備局コンプライアンス報告書(案)

(2) 令和8年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画(案)

(3) 不当な働きかけについて

4. 議事概要

議題(1)~(3)について、中部地方整備局より報告書(案)、推進計画(案)、不当な働きかけ公表資料(案)を提示して説明を行い、委員からの助言を得た。

【委員からの主な意見(趣旨)】

(1) 令和7年度中部地方整備局コンプライアンス報告書(案)

・コンプライアンスの取組の効果検証に関するアンケートを取り、それに基づき対策を講じていることは、評価できる。

- ・カスタマー・ハラスメントについて、具体例と対処結果を把握、分析すべき。また、電話対応のみならず、幅広い対応について検討すること。

- ・事業者等との飲食の届出について、件数だけでは傾向が分からないので、当所の部署や相手方が団体か個人か等も把握し、分析することが必要。

- ・コンプライアンス宣言カードの携行について、QRコードを検討するとあるが、紙というアナログも大事なので、デジタルとハイブリッドで取り組むのが良い。

- ・コンプライアンス・インストラクターを増やす中部独自の取組は、評価できる。インストラクターに対するインセンティブ等検討できないか。

- ・コンプライアンスの取組について、マンネリ化するのは致し方ない面があるが、粛々とやることが大事である。非常に幅広い取組を行っており、評価できる。

(2) 令和8年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画（案）

- ・研修について、今後インストラクターが増えてくればロールプレイ方式等を行う余裕もでてくると思うので、敢えて、ミーティング方式だけに縛る必要はないかと思う。

- ・局長がメッセージを送るとするのは非常に大事。トップがコンプライアンスという意識について非常に高い価値を置いているということは、常に発信していただきたい。

(3) 不当な働きかけについて

- ・知識の習得を研修等で行ってきた成果で、職員が非常によい対応された。受注者の社員の経歴履歴等によっては、今後もあり得るため、情報の周知が非常に大事。

- ・過度に懲罰的ということでもなく、仮名で処理されており、ある事務所で職員が適切に対応した事例として、他の事務所や受注者側に示す意味でも適切な公表の仕方である。

- ・違法にならなくても危ないなという例は、医療現場ではヒヤリハットという形でかなり積極的に取り上げている。貴局においても、ヒヤリハット事例なども集めて、風通しの良い風土を作っておくというのも組織を強靱にする一つの工夫かと思うので検討いただきたい。

不当な働きかけについて

対象期間	令和 8 年 2 月 ~ 令和 8 年 2 月	
件 数	1 件	
不当な働きかけであると判断した案件について	働きかけの内容	対 応
	<p>甲業者は、A事務所発注案件の変更契約の見積合わせの前において、発注担当課職員に、自らの判断で自社が積算した変更金額と予定価格との相違を確認する目的で、口頭にて聞き出そうとした。</p>	<p>A事務所の発注担当職員は、甲業者が積算金額を発言する前に発言を遮り、その行為が予定価格の漏洩要求行為に類するものとして不当な働きかけに該当する疑いがあることから、A事務所の発注担当課職員より甲業者に対し、「問題であり中部地方整備局発注者綱紀保持規程第14条による報告をする」旨を伝えた。</p>

(参考)

非公開又は公開前の予定価格を教えること又は推測できる金額をほのめかすことを発注担当職員へ要求する行為は「不当な働きかけ」にあたり禁止されています。

なお、予定価格には、当初契約に係る予定価格だけではなく、変更契約に係る予定価格も含まれます。

(発注者綱紀保持規程 抜粋)

第14条 職員は、事業者等（中略）から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、その者に対して、応じられない旨及び当該働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努めるものとする。

2 職員は、事業者等（中略）から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、速やかに、所属長等を経由し、発注者綱紀保持担当者に報告しなければならない。